ヴァニョーニ述『天主教要解略』訳注(十六)

主なる神様の十戒の部(訳者補足 続の四)

葛 谷 登 訳 ・ヴァニョーニ 述

()) () () ()

されている。 ここには「貞徳」の項目が設けられていて、次のように説明 巻之六「坊淫」では貞潔(castitas)について述べられている。

十五葉表―傍点、訳者注。以下、特に注記しない限り、同じ)。貞者何、絕滛慾之願也。其級有三。下、則一夫一婦之貞也。 大婦特行正色、而不過節、身心言行、皆絕於非分之邪欲、是也。中、則鰥寡之貞也。一配旣物、其一守節、不復嫁娶、是之死、時時刻刻、心潔于色願、形淸於色行、是也。聖經生之死、時時刻刻、心潔于色願、形淸於色行、是也。聖經生之死、時時刻刻、心潔于色願、形淸於色行、是也。聖經生之死、時時刻刻、心潔于色願、形淸於色行、是也。聖經中而收百(蓬左文庫所蔵『天學初函』『七克 二』卷之六、種一而收百(蓬左文庫所蔵『天學初函』『七克 二』卷之六、種一而收百(蓬左文庫所蔵『天學初函』『七克 二』卷之六、種一而收百(蓬左文庫所蔵『天學初函』『七京 八婦之真也。

理的自由や責任以前の自然本性的な欲求」(同事典、同頁)を意志に基づく決断に先立つ生来の性向」(同事典、同頁)、「倫象への欲求、特に性的な事柄への欲望」(浜口吉隆「情欲」研の場合、「淫慾」とは、'concupiscentia'、すなわち「好ましい対の場合、「淫慾」を断ち切る願いであると定義される。こ「貞」とは「淫慾」を断ち切る願いであると定義される。こ

指しているのではないであろうか。

そのような情欲から自由であろうとするところに三種類の貞潔である。 第二は「鰥寡之貞」、すなわち配偶者を失った後に再婚しない第二は「鰥寡之貞」、すなわち配偶者を失った後に再婚しない第二は「鰥寡之貞」、すなわち配偶者を失った後に再婚しない。

であろう。 夫一婦之貞」の上に「童身之貞」が位置づけられるということは結婚を前提としてそれに条件づけられるものであるので、「一に「一夫一婦之貞」と序列づけられる。このうち「鰥寡之貞」、第三これら三者は第一に「童身之貞」、第二に「鰥寡之貞」、第三

れる。 充足を代替する行為(「心樂想之、身行之」)も正しくないとさ 外のものはすべて正しくない形式である。 の限度内で発現する形式が一夫一婦の結婚制度である。 情欲(concupiscentia)を指すものと思われる。この情欲が一定 て後代の者が増え広がるのであろうから、これは異性に向 「向色之心」は人が生得的に具有するものであり、それによ 生人類。天主所爲必有節。 夫向色之心、與我生俱。我此本身、天主所賜以育子孫、 也。 上天之樂不得、下獄之苦、不免焉 外此萬狀、悉邪淫。若心樂想之、身行之、 從節則善、 違則惡矣。 想像において情欲 (同書同卷、八葉表)。 則違正犯 夫一 それ以 かう 婦 僡

一夫一婦制ということになるのであろうか。ない形で展開する必要がある。そのような目的に適合するのがから、「自己保存能力」を「自己破壊的欲求」によって害われ物ら、「自己保存能力」を「自己破壊的欲求」によって害われ

人道、罪矣。淫男者、反生理、罪中之罪矣。女淫、以人學蓋乾男坤女、是爲生理。一夫一婦、是爲人道。淫女者、滅

次、男淫、豕所不爲、更下焉(同書同卷、八葉裏)。

文が凝縮するようにして「乾男坤女」という語が成立している 中の「天尊地卑、 そうというものであろう。 のではないであろうか。 箇所を想起させる。 北京大学出版社、二〇〇〇年、三〇二頁、三〇四頁〕)という 知大始、 『周易正義』 『昜』という中国の伝統思想によって根拠づけられることを示 ここにある「乾男坤女」という語は 坤作成物。 卷第七 乾坤定矣。………乾道成男、 この中の「乾道成男、 乾以易知、 「繋辭上」〔「十三經注疏 とすればこの語は一夫一 坤以簡能。」 易の 坤道成女。」という (王弼注、 整理本」 「繋辞上伝」 坤道成女。 婦 孔潁達疏 0 第 <u>一</u> 冊 乾

また、 要するに漠然と人としての道と解することが出来るであろう。 を記す)ので、「天道」、「人道」、「地道」 げられている(大詞典は「有天道焉、 辭下」〔前掲「十三經注疏 例の一つに『易』「繋辞下伝」 うものである。「人道」とは、 会的倫理等級関係」 有天道焉、有人道焉、有地道焉。」 定社会中要求人們遵循的道徳規範」 義として第一に「為人之道。」(一○五一頁)が掲げられ、 夫が配偶者以外の女性と関係を有することは「人道」を害な (同頁) を指すとされ、用例の一つに 「猶言人倫。」 整理本」 の中の「易之爲書也、 『漢語大詞典』 (前掲 (同頁) 第一冊、三七五頁]) (同頁) 有人道焉、」の部分のみ の三つの「道」の一つ、 『周易正義』卷第八 を指すとされ、 第一巻によれ が掲げられ、「社 廣大悉備 が 用

が挙げられているので、封建的な社会秩序と解することも出 記 大者也。」(鄭玄注、 喪服小記」 第十五〔一十三經注疏 の中の 孔穎達疏 「親親、 尊尊、 整理本」 『禮記正義』 長長、 第十四冊、 卷第三十二「喪服 男女之有别、 一一二六頁] 人**、** 道、 之

で、そのまま生殖繁栄の道理と解してみたい。 版社、二〇一〇年、一八四頁〕という箇所が挙げられているの 因氣發生。時至氣至、生理因之。」(『農政全書』卷之十 書』巻十の中の「『農書・天時之宜! 理。」(一五〇六頁)を掲げ、 語大詞典』第七巻は「生理」の項の語義の第一に「生長繁殖之 のである。 「授時」〔朱維錚・李天網主編 また夫となった者が男性と関係することは「生理」に悖るも 「生理」は多義的でよく分からない語であるが、『漢 用例の一つとして徐光啓 『徐光啓全集』 』 篇、 云:萬物因時受氣 (陸)、上海古籍出 『農政全 「農事

の組み合わせが人倫に即した在り方であるということであろの組み合わせが人倫に即した在り方であるということであろ男と女が結ばれることが生殖の理に適い、一人の夫と一人の妻要するに、夫は妻以外の者とは関係を有することが出来ない。

掲『七克』卷之六、八葉表裏)。
「本有節焉。志爲生子、行不過當、則正。志爲樂、邪矣(前亦有節焉。志爲生子、行不過當、則正。志爲樂、邪矣(前經云、行淫者、無分於天主之國也。不特爾也。夫婦之欲、『七克』は夫の妻との関係について更に踏み込んで述べる。

夫婦間の関係は子を得るために一定の秩序に従って保たれる

きものである。

乎(同書同巻、八葉裏)。 或曰、我有正妻、弗敢外淫。一賢者謂曰爾家醸、不可酔爾

「外淫」という語について、『漢語大詞典』第三卷では第一の「外淫」という語について、『漢語大詞典』第三卷ではあてはまのうち、「長門賦」の用例は金國永校注『司馬相如集校注』(上のうち、「長門賦」の用例は金國永校注『司馬相如集校注』(上外達、外達」(一一三頁)とあり、注〔一五〕の末尾の部分に「外淫、外遊。神恍惚而外遊、猶言失魂落魄。」(一一五頁)と記されて外遊。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。精神の彷徨に力点を置くような語義はここではあてはまいる。

を暗いに語っていることになろう。臆測の域を出ない。未婚の状態であったとしても遊廓に行くことは許されないことことと解することは出来ないであろうか。つまり、この箇所はとすれば、この場合、「外淫」とは外なる遊廓の世界に遊ぶ

て人間の特異性はどこにあるのであろうか。
夫が配偶者と一定の秩序に従って関係するということについ

義則縱之、否則控之(同書同巻、四葉裏)。潔矣。獨人類者、天主予之靈心、付之理銜、使御形欲。合類、故特用正色。不論蚩妍、孳尾之時、浹歳一過、猶爲貞鳥獸無靈、而情慾有節也。雌雄牝牡、交合以生子、繁育種

御するのである。 殖活動を営む。 「霊心」を与える。 動物には 雌雄一 霊 対一の特定の相手との組み合わせで一年に一度生 他方、 がないけ 人間はこの 人間の場合は神が「理銜」 れども、 「理銜」によって「形欲」 「情欲」 の発現には の内在され 秩序が を制

だいた。記して感謝するものである)。ただ、動物の は 'appetitus' が対応するのではないであろうか。 est,.. ira, atque voluptas."(liber Ⅲ, caput Ⅱ, p.138) Olms Verlag AG, 2013) の該当箇所は、"nam appetitus, cupiditas Societatis Iesu in tres libros de anima Aristotelis (Köln 1609, Georg レス『心とは何か』(桑子敏雄訳)(講談社学術文庫、一九九九 については対応するラテン語はよく分からないが、アリストテ 父様にお尋ねしたところ、 であろうか は 'concuspicentia' を、 「欲望」は'cupiditas'が当たるであろうから、『七克』中の (八十三頁) このうち「無霊」 第二巻第三章に「欲求とは欲望と気概と願望をい 同じ)となっている。とすれば、「欲求」は'appetitus' (―「霊」について上智大学神学部教授山岡三治神 とあ の「霊」と「霊心」は 'anima' 「理銜」 №° Commentarii Collegii Conimbricensi: 'anima'と解することにご賛同いた は 'ratio' を指しているのではない (下線、 を、 訳者注 「情欲 「情欲 「形欲

伏形欲、循善、避惡事、上帝建攻德、以蒙美報(同書同卷、天主表我于萬物之上、賜我理性、付我本心之權衡、令自能人間について同様の記述が「婚娶正議」の箇所にも見られる。

二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十一葉裏~二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生二十二葉表―印刷の不鮮明な箇所は前掲學生

彼德義之清樂、 尊貴美懿之靈神、 Dei'という神学用語に拠った表現ではないのであろうか。 雄『キリスト教用語辞典』東京堂出版、六十五頁)ところの imago というのも、'anima' なる「霊心」は「類天之神」であるから か。 自甘爲禽獸乎。」とある。ここでも高貴なる「霊神」、すなわち 箇所とほぼ同じ内容と思われるものが五葉表に、「嗚呼、 である。この「類天之神」は 冒頭の「形軀」は 'corpus' のことを指すのではないであろう 普通「体」と訳される 'corpus' は 'anima' の下に位置する。 類天之神。形軀行汚有樂、 形軀者、人之卑分、其樂、 使人淪欲厭德、 而取此觸罪之穢娯、 與天神類、 豈上帝至平之義哉 有賤微鄙陋之形軀、 「神の似像」と訳される(小林珍 而靈心行德無樂乎。果爾、是明 鳥獸樂也。 非天主賜爾能爲天神、 (同書同卷、 靈心者、 與地獸類。 五葉裏)。 人之尊分、 而

を 'imago Dei'と関連づけるのは難しいように見える。と同じ類のものであるほどの意味になると思われ、「類天之神」と同じ類のものであるほどの意味になると思われ、「類天之神」のただ、「與天神類」の部分を後ろの「非天主賜爾能爲天神」のただ、「與天神類」の部分を後ろの「非天主賜爾能爲天神」の

Reprint, Brepols, 1968, p.475) となっている。「魂ではなく魂にお きれないまでも、 の文章が「霊心」、 Dei)であると言い得るのではないであろうか。従って を考え合わせると、人間の 'anima' は本質的に「神の似像」 (imago anima sed <u>quod excellit in anima</u> mens uocatur."p.475) とらいいと いて卓越した部分が精神と呼ばれる」(四三五頁)("Non igitur et imago est trinitatis in mente." (Augustinus, De trinitate, libriXV eius sed secundum solam mentem imago dei dicitur una persona est quisque homo qui non secundum omnia quae ad naturam pertinent とある。これに対応するラテン語の原文は "Quapropter singulus であり、精神において三位一体の似像なのである。」(四三五頁 精神によってのみ神の似像であると言われて、一つのペルソナ 京大学出版会、一九七五年)第十五巻第七章には「それぞれの て議論しているとは言い得ないであろうか。 人間は、その本性に属する一切のものによってではなく、ただ ところで、アウグスティヌス『三位一体論』(中沢宣夫訳)(東 「霊心」を 「神の似像」であると明示しているとは言 「神の似像」であることを前提 『七克』

要するに、崇高なる 'anima' という霊魂が 'ratio' という理性に

する。 ているのである。ところが、現実はこれとは相反する様相を呈よって卑賤なる 'corpus' という肉体を制御することが求められ

'anima' (霊魂) なる「霊心」はもともと 'ratio' (理性) なる「理」 (流) でのcupiscentia' (情欲) なる「形欲」を制御することによって 'concupiscentia' (情欲) なる「形欲」を制御することが出来るのであるけれども、「形欲」が増大すると、「霊心」をが出来るのであるけれども、「形欲」が増大すると、「霊心」をが出来るのであるけれども、「形欲」が増大すると、「霊心」をが出来るのであるけれども、「形欲」が増大すると、「悪心」を制御することによって (流行悪徳」の実現に向けて働くことになる。

間性が完全に破滅状態にあるとはいえず、善と真に対する能力ことになった。」(同卷、七八二頁)のだけれども、「ただし人頁)とされる状態が「……人祖だけにとどまらず全人類に及ぶ罪」研究社『新カトリック大事典』第二卷、七八一頁~七八二罪」研究社『新カトリック大事典』第二卷、七八一頁~七八二二年、日本代の表示となり、理性も悟性もこれは原罪により「本性的欲求も奔放となり、理性も悟性も

あろうか 対するキリスト教カトリックの見方に依拠するものではないで まったわけではない。」 もある程度は残っている。 (同卷、 意志は真の善を選ぶ自由を失ってし 同頁)という人間の道徳能力に

世中国 ろがあるのではないであろうか。 子学と陽明学』岩波新書、一九六七年、九十四頁)と捉える近 人欲がこもごも戦っている』ところの戦場となる」(島田虔次『朱 全幅の信頼を置きつつも、「人間は、 の道徳能力に一定の限界を認める考え方は、 しこれに屈從し欲望の充足に手立てを尽くすというような人間 を展開したものと思われる。増大する欲望の前に理性が無力化 制御し尽くすことは出来ないというのはカトリックの原罪思想 霊魂を有する人間が理性のみによって内自らの欲望を完全に 「の儒教の正統思想と一致しないまでも、 あるいは人心は『天理 人間の道徳能力に 重なり合うとこ

慾尤穢賤。 人下有地獸。 凢敝人之性靈、令厭眞德之嚴修、莫女色若也。人上有天神 彌近禽獸之蠢賤矣 順靈神、 鳥獸微蟲俱有之。故人彌行慾、彌謝人性之尊靈 人有靈心如神、 則類神、 (同書同卷、 順形欲、 有形軀如獸。吾居其中、 十六葉裏 則類獸矣。 形欲之中、色 其所

せるものの中で、「女色」に及ぶものはない。 最も低劣である。 0 に従えば 性霊」の働らきを妨げ、 人が 的存在となる 「霊心」 に従えば 「真徳」を養う意欲を喪失さ 「神」的存在となり 「形欲_ 一中、「色欲

ろ

降するというのであろうか。 える。 欲望のうち最も強烈なものが情欲なのであろう。 ここには崇高なる霊魂と低劣なる肉体という二分法的対比 霊魂に従えば精神的に上昇し、肉体に従えば物質的に 人間を押し下げ動物的にする肉

儒學案』 あり、 上無、 得るのではないであろうか。 吾性靈之出於天也、 究 蹠的であるように見えるけれども、 語の用法は、道徳を支える根拠としての『七克』の用法とは 面の在り方を指し示す語として幅広い立場から用いられたとこ (二一七頁)。同書に引用された胡直の論學書には、「良知者、 ような既存の道徳を打ち倒し得る根拠としての「性霊」という もあえて辞せず」(同頁)という見解を持するようである。 京大学出版会『中国思想文化事典』、 は「性情に最大限の価値と力を与えんとした語であろう。」(東 安派の性霊説を想起させる。戸倉秀美 ところで『七克』の文章の中の (中国社会科学出版社、二〇一一年) によれば心学の流れ 「性霊」を良知や天理として捉える見方が生じたようである 明末中国の特徴を有する語であるというようなことは言 五二七頁)とある。 また性霊説は「性情の自由な発露のためには道徳的非難 卷二十二、「江右王門學案七」(沈芝盈點校 有天然之條理焉、 つまり、 「性霊」という語は明 「性霊」は人間のあるべき内 賈宗普 四三五頁)ということで 是卽明德卽天理。」(『明 「詩」によれば、 『公安派文学思想研 『明儒學案 「性霊 末の公 乃

以是心也、 求明道德之理、 求悟大事、 如鴟鳥之目、 以 親日

そのものを押しとどめることは出来ない。
は夫婦間の関係を持することによって勢いが増し加わり、情欲以外の異性との関係を避けることが出来るけれども、情欲の炎以外の異性との関係を避けることによって一人の配偶者

述 と貧乏はマイナスのベクトルの欲望の働くところであることを 食物と異性はプラスのベクトルの欲望の働くところであり、 て挙げている(但し、 貧苦人之大惡存焉。」(前掲『禮記正義』卷第二十二「禮運」[「十三 して『礼記』「礼運」の中の「飲食男女、人之大欲存焉。 第十卷は「飲色男女」の項を掲げ(五○七頁)、 にとって異質なものではなかったであろうか。 しべたものである 情欲そのものを悪と見なすこのような見方は中国の伝統思想 整理本」第十三冊、 大詞典は後半の句を記さない)。これは 八〇二頁〕)という文を用例とし 用例の一つと 『漢語大詞典 死亡 死

初婚之夕、謂其壻曰、我自幼誓存童身。天主賜我一天神嚴則祭理亞、西國聖女也。少時矢志終保童身、旣而親命嫁焉。

二十一葉表)。 即見矣。 身守貞也。 天主遣令下世、 聖女日、 爾欲壞我、 夫悉如其言、天主賜見焉。 獨夫婦兩人能聞見之。他人莫聞見焉 爾欲見、 自後、 以保護貞人、其重貞德甚矣。遂與婦共約終 必被戮矣。 當純誠奉敬天主、 天神恒以奇妙花爲冠冠之、 壻曰、 異其懿美曰、 我不見天神、 歸從聖教、 終歲香不滅 (同書同卷 天神之尊 滌除心愆, 不爾信也

第一 させた夫とその弟ティブルティウスとともに迫害を受け、二人 異教徒の許婚者ウァレリアヌス (Valerianus) と結婚したが 徒になった夫とその弟とともに殉教したということである。 ない夫から天使の助けによって童貞性を守り、 天使が彼女に臨み、 分もまた生涯童貞を守ることを誓うに至ったということである。 童貞性を守るために神から天使が遣わされていることを知り、 れた。最初の夜に自分の誓いを夫に打ち明けたところ、 (virginitas) を守ることを誓ったが、親の命によって結婚させら 死を見届けた後、殉教した。」(研究社 - 六世紀の伝説的な殉教記録によれば、 逸話が記されている。 この説明ではカエキリアが単に童貞性を守ったことよりも、 大橋容一郎「カエキリア〔ローマの〕'Caecilia'によれば、「五 ここには聖女、「則祭理亜」、すなわちカエキリア(セシリア) 一〇四二頁)とあるように、 彼女は純潔を守り、 カエキリアは幼くして生涯童貞 彼女はキリスト教徒では 自らキリスト教に改宗 『新カトリック大事典 彼女は貴族の出身で、 後にキリスト教

なっている。

ならば、受け容れ難いものがあるのではないであろうか。れは中国の伝統的な家族制度の中に占める結婚の位置を考えるにおいても夫との関係を峻距するところが称揚されている。こにおいても夫との関係を峻距するところが称揚されている。これは中国の伝統的な家族制度の中に占める結婚の位置を考えるで、『七克』の中ではカエキリアは結婚により夫婦となった後で、やがて夫と共に殉教し彼女が非キリスト教徒の夫を改宗させ、やがて夫と共に殉教しならば、受け容れ難いものがあるのではないであろうか。

訳して紹介する (一○九頁~一一○頁)。原文は以下のように は朱熹「大学或問」の中の「飲色男女之欲」 同じである 女性に童貞性を勧め、 男性が童貞性を誓い、 島田虔次『大学・中庸(上)』 .様のことがらが四葉表裏にも記されている。 親の命で結婚させられて後、 女性もそれを受け容れる。 (朝日新聞社、 の用例を日本語に 九七八年) 議論の骨子は その場合 妻となった ίţ で

外物而後可以知至道、 理之本然也。 但於其間自有天理人欲之辨、 男女之欲、然推其本、則固亦莫非人之所當有而不能無者也 然後可以仁敬也、 天生烝民、 是以無以致其克復之功 非指君臣父子而言也、 而不能察於吾之所以行乎其間者、 有物有則、 今不即物以窮其原、 是安有此理哉?若曰所謂外物者、 則是絕父子而後可以知孝慈 則物之與道、 而不可以亳氂差耳。 則夫外物之誘人、莫甚於飲食 而物之誘於外者、 而徒惡物之誘乎己、乃欲 固未始相離也。 孰爲天理、 得以奪乎天 惟其徒有 孰爲人 離君臣 今日 쒤

> に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。 に対応すると思われる箇所に訳者が付した)。

ない。 うはずはあり得ないのである。」 君を無みし父を無みする教え(仏教、 0 当に有るべきところのもの、無きこと能わざるもの、 惑する外物として、 でさえ、そのような説を徹底しておしすすめるわけにはゆかな 始めて夫婦の別を全くするものと言わねばならない。 れを去ろうと欲するならば、 しかしながらその本を推せば、 〇九頁~一一〇頁) 「正を得たりとすべく、子孫をつくることをやめてしかるのち 重要と思われる箇所に対応する島田虔次の訳文は、 いわんやそのようなものが聖人の 単に物が自己を誘うのを悪んで、いっさい扞。 飲食男女の欲ほど甚しいものはない…… とある 要するに絶食飢餓して始めて飲 (この二欲) (前掲島田『大学·中庸 それはまた絶欲を説く 「大中至正」 はもちろん人間 の道である に他なら 夷狄の、 いでこ た誘

足されるか否かで「天理人欲之辨」が生ずる。天理と人欲の差充足されなければならない。食欲と情欲がそれぞれほどよく充続に不可欠なものであるから、個と家の存続のためにそれぞれすなわち、食欲は個的生命の存続に、情欲は系統的生命の存

欲の充足が無であってはならないのである。は質的差異ではなく、量的差異なのであってみれば、食欲と情

聖賢之域(前掲『七克』卷之六、十七葉裏)。厭之。貞者心盡竣世樂世慮、一心以修德、事上帝。故易造婚姻者、心牵于多願、析于多慮、道德之事、倶不暇計、且

掲げ、 れる。 更に「人倫」という語そのものが、商務院書館 Sittlichkeit)の訳語として用いられる。」(一二一頁)とある 意味をもつが、この語はヘーゲルのジットリヒカイト(独 徳的秩序を意味し、さらに一般に、人のふみ行うべき道という 置かれることになる。 可能になる。つまり、 貞潔を持することによって聖人賢者の領域に近づくことがより 世俗的快楽を捨て去り、 これは中国の伝統的な人倫の思想とは適合しないように思 結婚は人の心を俗世の事柄に引き入れる。他方、 「中国思想では君臣・父子・夫婦・長幼・朋友などの道 『岩波哲学小辞典』(一九七九年)では「人倫」の項目を 独身生活は結婚生活より道徳的に上位に ひたすら神に仕えさせる。 『古今漢語詞典 全き貞潔は 従って全き ゎ

世界には欠如していたのではないであろうか。うな見解を受容する基盤となるような概念が明末の中国思想のという在り方が道徳的に夫婦という在り方に優越するというよ理の根幹をなす重要な五種類の関係の一つを占めるので、独身

それは『七克』の呈示する世界では独身が価値的に夫婦の上に位置するのに比べ、伝統的な中国の社会倫理が織り成す世界に位置するのに比べ、伝統的な中国の社会倫理が織り成す世界に位置するのに比べ、伝統的な中国の社会倫理が織り成す世界に位置するのに比べ、伝統的な中国の社会倫理が織り成す世界ですり、という語の中の「貞」の本質は「童身之貞」を指すようである。

情難勝。 用此發重難熄、 守貞者、正邪色倶絕、 內心之燦然粹朗。 卷之六、十七葉表 人既以貞勝之、求勝他情、 此中爲一小天堂、 乃緣是益輕益易止焉。夫邪情之中、莫如慾 故道德之精微、 是斬慾根、 天主最喜居之(前掲『七克 慾心偶動、 天事之奥妙、 有餘矣。諸情之垢旣滌 倶能洞照

は情欲である。従って情欲を克服することが出来れば、他の欲去するのである。人間のさまざまな欲望のうち最も手強いもの間の関係を絶つことである。それによって情欲の根幹部分を除「守貞」というのは夫婦間の関係並びに配偶者以外の者との

二五九頁)

とあるように、

中国において伝統的に夫婦は社会倫

Ŧi.

四書

章

句集注』

長幼有序、

集成

) 第

輯

中華書

局

朋友有信。」(「孟子集注」巻

君臣有義、

夫婦有别、長,「聖人有憂之、

文公上」の中の句を挙げる(一二〇八頁)。その前の部分まででは一つの独立した項目として掲げられ、用例として『孟子』「籐

使契爲司徒、

教以人倫:父子有親

せるのである。

せるのである。

ないまり、もろもろの欲望の中心部に位置する情欲を取り除くことがすぐれて道徳行為なのであり、漠然と欲望の総体と向き合とがすぐれて道徳行為なのであり、漠然と欲望の総体と向きる

対して神からの報いを願い求めることは出来ない。人が神のために道徳を実践しようとするとき、労苦を負う。他方、存の世での幸福を求めて負う労苦は神によって報われるという希望、の世での幸福を求めて負う労苦は神によって報われるという希望、人が神のために道徳を実践しようとするとき、労苦を負う。人が神のために道徳を実践しようとするとき、労苦を負う。

るという見方は、

に肯定するものである。これは三つの「福音的勧告」(evangelica)

独身を持することによって営まれる生活が道徳的に意味があ

独身を道徳生活の中心に置いてこれを積極的

ることによって貞潔を守ることに価値を見出すカトリックの思クの特色を示すものではないであろうか。ここには独身を持す(エンデルレ書店、一四三六頁))ところのキリスト教カトリッcounsels)の一つに貞潔を置く (小林珍雄 『キリスト教百科事典』

想が色濃く現われているように思う。

足證天主聖教之獨眞矣(同書同卷、十八葉表)。 足證天主聖教之獨眞矣(同書同卷、十八葉表)。 是證天主聖教之獨真矣。天主降生而論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子天主降生面論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子天主降生面論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子天主降生面論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子天主降生面論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子天主降生面論世人之前、世上人特知有婚、不知有貞、得子

していることをキリストは人々に示した。たらされた幸いとし、子が無いことを天からもたらされた禍と潔の保持のことは知らないこと、また子を得ることを天からも世の中の人は結婚のことを知っているだけで、独身による貞

実践することに深く関わる社会的な次元での問題と化すからで無は単に個人的な次元での問題であるのではなく、儒教の礼をなければ、祖先祭祀の儀礼が途絶えてしまう。つまり、子の有なければ、祖先祭祀の儀礼が途絶えてしまう。つまり、子の最大のなければ、祖先祭祀の儀礼が途絶えてしまう。つまり、子の最大のなければ、祖先祭祀の儀礼が途絶えてしまう。つまり、子の最大のこれは伝統的な中国の家族主義の考え方とは真向から対立す

ことが許されることにもなるであろう。ある。そのため子を得るという名目で夫が妻を離別するという

にマイナスではなくなったのである。 『七克』はそのような祖先祭祀の継続の観点から子の存在意 養を認め、そこに幸不幸の基準を置くような伝統的な中国の家 族観を根底から批判否定する形となる。それ以上に、子のない という事実のために現に懊悩する明末中国の人々にその事実を 受容し肯定させるところの新たな準拠枠(frame of reference) を供したのではないであろうか。最早、子がないことは価値的 にマイナスではなくなったのである。

更にキリストの母であって夫のヨセタと夫婦の関係を有せず更にキリストの母であって夫のヨセタと夫婦の関係を有せず更にキリストの母であって会話をしない状態。」(ドナルド・K・マッケが、「宗教的信念に従って結婚をしない状態。」(ドナルド・K・マッケが、「「一旦)と訳されるところの「celibacy〔ラ〕caelebs『非婚』」(同頁)を持して貞潔を守るカトリックの修道者、聖職者の原型的な模範として『七克』は紹介する。

スト教神学用語辞典』、五十八頁)への信心を教え導かれたの者は『聖母行実』などを通して「おとめマリア」(前掲『キリ第一冊、香港公教真理學会出版、一九七○年再版、一五三頁)、「聖母」なるマリアを詳述している。明末中国のカトリック信「聖母」なるマリアを詳述している。明末中国のカトリック信「聖母行実』の述者ヴァニョーニは『聖母行実』三卷を『天主教要解略』の述者ヴァニョーニは『聖母行実』三巻を

かされたわけである。すら神に仕えることの意義が明末中国の精神世界の中で説き明ではないであろうか。男女の関係から完全に解き放されてひた

らないのである。 とこには独身を持して貞潔に至らせる働きが介在しなければな出来ない。それは全き貞潔に至るための必要条件でしかない。 とだ人間は独身であるというだけでは貞潔を実現することは

中国の伝統的な思想世界では聖人は道徳的完成者である。聖中国の伝統的な思想世界では聖人は道徳的完成者である。これに対して『七克』は異なる見方を呈示する。能であろう。これに対して『七克』は異なる見方を呈示する。

いということを言おうとしているのではないか。また自らも努力するのでなければ、情欲を克服することは難しあろうか。そうであるとすれば、ここは神に恩寵を願い求め、「黙佑」とは 'gratia' すなわち恩寵のことを指すのではないで

あるとはいえ、バランスのとれた優れた恩恵論を説くものであするカトリックの教えを総括的に述べるために、トリエント公会議は、一五四七年に『義化についての教令』を発布した。この教令は、宗教改革者との論争を念頭に置いて、恩恵に関箇所には「そこで、これらの論争点を念頭に置いて、恩恵に関

ける神の恩恵によって、罪をもって神にそむいた者が、その恩、きによって始まるものである。その結果彼らを呼びさませ、助 disponantur,"Heinrich Denzinger, Enchiridion symblorum definitionum gratiae libere [can.4 et 5] assentiendo et cooporando gratiam ad convertendum se ad suam ipsorum iustificationem, eidem peccata a Deo aversı erant, per eius excitantem atque adiuvanten vocatione, qua nullis eorum exsistentibus meritis vocantur, ut qui というものであるだろう(ラテン語の該当個所は、以下と思わ 心を向けるように準備するのである。」(二七四頁~二七五頁 恵に自由に同意し(第四、五条)、協力して、彼ら自身の義化に、いいいのでは、 キリストによる神の先行的恩恵によって始まるものである(第 教令の箇所は、「分別のある者にとって、この義化は、イエズス・ デルレ書店、一九八二年改訂版)によればこの記述に対応する 教会文書資料集』(A・ジンマーマン監修、 とある。ディンツィンガー/シェーンメッツァー『カトリック された。」(研究社『新カトリック大辞典』第一卷、 なわち、愛を注ぎ入れられた正しい人に変えられることが宣言 lesum praeveniente gratia [can. 3] sumendum esse, hoc est, ab eius キリストを信じる者が恩恵によって真に義化される、 "ipsius iustificationis exordium in adultis a Dei per Christum 言い換えれば、 彼らの功徳は少しもなかったが神の招 浜寛五郎訳)(エン 九八九頁 pei す

et declarationum de rebus fi dei et morum, Herder, 1997, p, 469)

説かれると同時に、。そこにおいては、

恩恵と人間の自由な協力の必要性が強神の先行的な恩恵の全き必要性と無償

性、

恩寵について述べた言葉を紹介する。 ・アンブロシウス(Ambrosius)のことを指すのではないか―かと思われる。『七克』には他に恩寵について「聖盎薄削」がと思われる。『七克』の教令の恩寵理解に基づいたものではな

0

人上之事、非天主之祐、人力不能自造焉(同書同卷、十七八上之事、非天主之祐、人力不能自造焉(同書同卷、十七八上之事、增聖賢之數。其益於世界孰大乎。婚姻人事、貞德聖盎薄削曰、婚姻滿世界、童身滿天堂。生子者、增人之數、聖盎薄削曰、婚姻滿世界、童身滿天堂。生子者、增人之數、

の完成者ではなく、神の恩寵の助けを必要とする。は出来ない。要するに、聖人といえどもそれ自身において人格れなければ、人間の力をもってするのみではこの徳に至ること貞潔の徳は天的世界の次元のものであるので、神の恩寵が得ら貞潔が守られることによって聖人や賢者の数が益し加わる。

不爲罪也(同書同巻、七葉裏)。 夫初發之念、是不在我、雖聖賢難悉免之、又非我所能豫坊、

理はどのような改変を迫られるのであろうか。『孟子』「離婁章門の自然の本来としてありえぬ」(『中国前近代思想の屈折と展情の自然の本来としてありえぬ」(『中国前近代思想の屈折と展情の自然の本来としてありえぬ」(『中国前近代思想の屈折と展情の自然の本来としてありえぬ」(『中国前近代思想の屈折と展情の自然のような改変を迫られるのであろうか。『孟子』「離婁章里人も情欲の生ずることから自由ではない。これは「人間性聖人も情欲の生ずることから自由ではない。これは「人間性

集成 度と根本的に相容れない。 三〇九頁) どり「解説」 つの要因となってであろうか。中国には「建て前としては一夫 中に正当な位置が与えられることになる。 ある。子を得るという目的のために妾という存在に社会制度の もそれが問題とされなかったのは子を得るためであったからで るので、それが最大の不孝となる。舜が礼を無視して結婚して 禄仕、二也、不娶無子、絶先祖祀、三也。三者之中、無後爲大。』 有不孝者三事:謂阿意曲從、 のうち「無後爲大。」の後に附された注には、「趙氏曰:『於禮 君子以爲猶也。」(「孟子集注」卷七 旬上」には、 (同頁)とある。子がいなければ祖先祭祀が絶たれることにな 婦 の単婚制、 輯)〕 があった。これはカトリックの認める一夫一婦の制 劉向 「不孝有三、無後爲大。舜不告而 実質上は一夫多妻という婚姻の制度」(中島み 中華書局、二八六頁―二八七頁)とある。 『列女伝3』 陷親不義、 平凡社東洋文庫、二〇〇一年、 『四書章句集注. 一也;家貧親老、 そのようなことが一 娶、 爲無後 〔新編諸 也

更娶正妻、不得娶妾也(同書同卷、二十一葉裏)上自國主、下至小民、一夫特配一婦、莫或敢違。婦没、得上自國主、下至小民、一夫特配一婦、莫或敢違。婦没、得或問余曰、貴國婚禮如何。曰敝鄉千國之俗、皆以伉儷爲正。

得ることは出来ない。 夫は妻が亡くなれば再婚して正妻を得ることは出来るが、妾を王まで「伉儷」、すなわち一人の妻を正式なものとしている。「敝郷千國之俗」、すなわちヨーロッパの習俗では庶民から国

> 傅正 させる語のであるようである。 妻とは對立の地位にあるものであつて、尊卑の別がないもので 見ると『其相敵するの匹配を言ふ』と説明してゐる。 匹耦。」(同頁)とある。 義」には、「伉者、相當之言、故爲敵也、 八五七頁〕)を用例として挙げている(同頁)。この箇所の「正 中の「己不能庇其伉儷而亡之、」 あると言ふ意味である。」(六十二頁)ということであるから、「伉 九四〇年再版)によれば、 「妻子、配偶。」(七九四頁)とし、『左伝』「成公十 「伉儷」について商務印書館 という語は理念的に妻が夫と対等の地位にあることを予想 義』卷第二十七「十三經注 諸橋轍次『支那の家族制』(大修館書店 「伉儷と言ふ言葉は左傅等の疏を 『古今漢語詞 (杜預注、 疏 整理本」第十八冊 伉儷者、 孔潁逹正義 言是相敵之 第 卽ち夫と 『春秋左 0) 語

既造成萬物、 直道、其外萬狀、悉皆邪籓、即人自生曲矣。故上帝甚亞之。 夫天主經典、 充滿世界、 夫人生之初、 天主特以一夫配一婦者、明徴伉儷爲正禮、 謂之曰、爾夫婦二人一身、天主所配、人不分之。夫開 人類之始、生育最急、何不一夫配多婦、令速生、 卷之六、二十二葉表裏 『天學初函(二)』、一〇四三頁によって確かめた)。 而反以一夫配多婦爲不犯正、 世界空虚、 乃造一男、名亞當、一女、名厄襪、爲人類宗 悉載剏造天地萬物之真瓷云、開闢之時、天主 天主且不使犯一夫一婦之正。 本文の見にくい箇所は學生 不大謬惑乎

記二章二十四節に拠るものではないであろうか。は父母を離れて女と結ばれ、二人は一体となる。」という創世文中に「爾夫婦二人一身。」とあるのは、「こういうわけで、男漢)という名の女は結婚して夫婦となり、二人は一体となった。ある。人類の祖としてアダム(亜當)という名の男とエバ(厄ある。人類の祖としてアダム(亜當)という名の男とエバ(厄ある。人類の祖としてアダム(亜當)という名の男とエバ(厄

あろうか 的な制度であったように印象づける働きをするものではないで 連づけられている。この語は一夫一婦制が古代においても正統 章句集注』、一六六頁)として出て来る語であり、 霊公」の中に「斯民也、 外はことごとく現範の枠外にある男女関係 繁殖のために定めた正統的な手立て(直道)であって、それ以 やすために斬時的な方法として一夫多妻制が通用したけれど ところで文中に用いられた「直道」という語は、 夫一婦制が礼の本来的に正しいあり方であり、 間もない一時期においては絶対的に少ない人口を増 三代之所以直道而行也。」 (邪淫) である。 「三代」と関 (前掲 『論語』「衛 神が人の 四四 書

義の面から排除することをしなかったのではないであろうか。中国において結婚制度の中に組み込まれた妾の存在を仏教は教(六〇九頁)とあるように、それは妾との関係は含まれていない。しいう語がある。「邪婬」は丁福保『佛学大辞典』(文物出版社、また、仏教用語でこの「邪淫」に通じるものとして「邪婬」また、仏教用語でこの「邪淫」に通じるものとして「邪婬」

卷之六、二十三葉裏)。

関係から絶対的に排除されるべき存在なのである。関係から絶対的に排除されるべき存在なのである。他方、夫は女性ではなく、夫に隷属し夫に仕える女性である。他方、夫は女性ではなく、夫に隷属し夫に仕える女性である。他方、夫は女性である。それは夫とその従属妻は夫と対等関係にある。妾は夫にとって対等な関係にある妻は夫と対等関係にある。

を踏まえたものであろう。 校 卷十二下の「妻」の項には、 卑の別のない様に見える。」(六十二頁)とある。 己と齊しき也。と言ってゐる。 の中で、「說文では妻と言ふ文字を說明して『妻は齊也』 婚姻篇」第八節 これについて前掲諸橋『支那の家族制』(大修館書店) 『説文解字校訂本』 とある。 『七克』の中の 附 鳳凰出版社、 婦人の地位」「二 夫に對する妻の地位 婦、 「妻者、 此の點に就いては夫妻の間に酋 二〇一二年第一 與夫齊者也。」 齊也」という語句はこれ (班吉慶他點 版、 『説文解字 では

の「イ「稱謂」という項で、「禮記の曲禮を讀んで見ると『天

された庶人の夫婦間には尊卑の差別は不必要である。そこで『妻上代に於ては、身分なき庶人は輕視されてゐたから、その輕視上のは身分のない庶人のツマをのみ妻と言ふのである。支那言ふのは身分のない庶人のツマをのみ 諸候日 これら複数の女性の間には序列が想定され得ることを考え合わ べる。 姻関係を有する男性は身分が高くなければならないこと、また、 出来ることを示したものであろう。このように複数の女性と婚 有妾。」(同頁)とある。これは男性が高い封建的身分を有すれ とある。 は齊なり』としたのである。而して此の夫婦同等の思想は、 士には婦人と言ひ、 子には后と言ひ。 人以外の他の階級には通じない。」(六十二頁~六十三頁)と述 《前掲『礼記正義』(「十二經注疏 に不可能なものとなるであろう。 複数の女性と正式な或いは擬似的な婚姻関係を結ぶことが 実際、『礼記』「曲禮下卷二」には、「天子之妃曰 女性が男性との間に対等な関係を結ぶことなどは原理 『夫人』、大夫日 しかもこの直後に、「公、候有夫人、 諸候には夫人と言ひ、 庶人には妻と言ふ』と出てゐる。 『孺人』、士日 整理本」第十二冊、一七一頁〕 『婦人』、庶人曰 大夫には孺人と言ひ、 有世婦、 卽ち妻と [妻]。 有 妻 庶

取り上げて、 化された明末中 を既婚女性に一般化して議論を展開する。 夫と等しい 『七克』は封建的身分制社会の中で男性と同 その状態を上位身分の既婚女性にも当てはめ、 国の女性の置かれた状態の差異を言わば捨 立場にあるとされる庶民身分の そのうえで『七克 「妻」を 様に序

> それを持っています。同じように、夫も自分の体を意のままに する権利を持たず、 章四節の「 は聖書に基づいて妻の主は夫であり、 であろう。 その箇所は新約聖書の「コリントの信徒への手紙 一妻は自分の体を意のままにする権利を持たず、 妻がそれを持っているのです。」という文 夫の主は妻であると述

る。

potestas' すなわち「彼或いは彼女自身の体への支配権」とでも habet, sed mulier."となっている。ここでの議論は'sui corporis 言うことが出来るであろうものに主眼が置かれている。 habet, sed vir. Similiter autem et vir sui corporis potestatem nor ヴルガ タの該当箇 所 は、 "Mulier sui corporis potestatem non

惟夫主之、 乃在妻子。」となっている 柄主張自己的身子、乃在丈夫。丈夫也沒有權柄主張自己的身子 夫亦不得自主其身、乃妻主之。」、Union Version が「妻子沒有權 この箇所は中国語訳聖書では、 夫亦然。」、 BC訳が「妻不得自主其身、 代表訳が「婦不得自主其 乃夫主之。 身、

象の肉体性が充分に言い表わされていないように感ぜられる これに対して『七克』の文では 夫亦不爲自身之主、 C訳が「其身」、Union Version が このうち 'sui corporis' に当たる箇所は、 そうであるならば『七克』の場合、 ず れにせよ、 『七克』 婦爲其主。」という文は、 0) 中 Ġ 「自己的身子」であるであろう。 「自身」 **婦不爲自身之主、** が対応するのではない 他の訳ほど指し示す対 代表訳が 夫と妻が互 「其身」、 夫爲其主 В

敬、下丁子。於白、中國所承望者、從行を姿者、下下中國或用、此理實正。第妻齊妾接、我國古人多行之。我踐其故此一時不中国の社会に生きた知識人にとって自らの人倫秩序思想の理的身分制社会の中にあって不平等な男女の関係を強いられた相手の主であるという男女間の平等な関係を主張していて、封

道徳的に肯定され得るものではないであろう。
るけれども、彼らが聖賢として認められるのは道徳的に卓越しているからであって、複数の女性と婚姻関係を有するからではない。聖賢であることと本質的に無関係であるところの事例をない。聖賢の中にも妻以外の女性と婚姻関係を結んだ例があ中国の聖賢の中にも妻以外の女性と婚姻関係を結んだ例があ

尾崎雄二郎編著 に基づくものであろう。 九八六年) る(二一六頁~二一八頁)。それによれば、 項が掲げられ、 『七克』文中「妻齊妾接」の後半部の「妾接」もまた 『女爲人妾。』 において、 「訓讀 「有辠女子、 妾不娉也。」(七十三頁~七十四頁)とある。 前掲『説文解字校訂本』卷三下には「妾 一妾」 說文解字注 給事之得接於君者。..... につ 1 て詳細な譯注が施され 石冊』 (東海大学出版会 妾はもともと隷 『説文 〈春秋

た女性であったわけである。り妾は原理的に夫と対等の地位に立つことの可能性を否定されり妾は原理的に夫と対等の地位に立つことの可能性を否定され属的身分に置かれていた社会的存在であったようである。つま

なければならないのである。据えるカトリックの立場に立てば、「妾」の存在は全否定さればえるカトリックの立場に立てば、「妾」の存在は全否定されめられた存在であったとしても、夫婦間の対等な関係を原理にめられて下

以邪道强得之、正爲我辱焉。語曰、 得財、得命、世福而已。以正道得之、乃善美、 未必是福。 必無之理也。 德萬端、 祀不孝、爲求後而再娶、 故竊孝名、 人有子、 皆自相結和、 以飾遙心、假不孝罪、以辭恣慾之罪。 因不肖子而陷於禍且覆宗者、 不徵爾之善惡、亦非爾不能免之物也。得子、 今人不守貞、 娶二婦、 不得相反、 似未悖也。 **遙罪不免矣。若正妻無子、** 豈爲求孝、 正惟德力不足守貞 因守貞德而犯不孝之罪、 不可爲小惡以成大善 何可勝數。.....目 而爲我榮也、 况人即得子、 將恐滅、

くともそれは不孝にはなり得ないというものである。 あって正しい道から外れる、妻との関係を通して子が得られな に正しいあり方である、それ以外は欲望を満足させるもので 得ることとは異なる、子は妻との関係によって得るのが道徳的 う問いが生ずる。それに対する答えは、 外の女性と婚姻関係を有することは許されるのではないかとい 祀が絶えることになる。不孝の罪を負わないために、 |妻に子がいなければ、祖先祭祀の主管者がいなくなり、 矧因得子之小益、犯遙慾之大罪哉 (同書同卷、二十五葉表裏)。 子を得ることは財産を 夫が妻以 梷

うとしているのではないであろうか。 共に仕えるための人格的な結びつきであり、 としての従属的な単位であるのではなく、 されているようである。夫婦は家制度を存続させるための手段 先祭祀が後景に押しやられ一対 『七克』では儒教の教義体系において絶対的位置を占める祖 の実現にとって付随的なことがらに属することを訴えよ 一の夫婦の関係が前景に押し出 至高の人格的存在に 子の有無はそうし

先史時代以来の社会慣習から生まれていて、 社会規範と秩序にとって網領的なものであると考えた。これは 割分業が基本であって、 で表わされる、 によれば、 -島みどりの 「具体的には 性による社会的住み分け 『列女伝3』 儒家たちはこれが (平凡社東洋文庫) 『男女には別がある』という表現 (領域区分)、 『礼の大本』 本来は価値的には に附された 性別役 つまり

> 体系が儒教として形をなしたと言えるのかも知れない 的に女性は男性に対して差別された存在であった。 は共同体の公的領域を意味し、その意志決定に参加できること になった段階では、 いた。」(三〇七頁―三〇八頁)あるように、 中立的なものだったはずであった。だが、 そのまま価値的に上位にあることを意味するようになって 『男は外を治め、女は内を治める』と表現されるよう すでに階層社会が始まって久しく、 その住み分けや役割 中国において歴史 女性差別

は、

たのであろう。 別が重層的に重なって差別の体系としての儒教が成立して行 上無子者、方許娶妾。」(懷效鋒點校 7 のみが妾を得ることを認められた(二〇七頁)とある。果たし 與妾的情形」によれば、 九九七年臺一版)第七章「元明的婦女生活」「六『妻不如妾 九九〇年、 陳東原『中國婦女生活史』 『明律』「戸律三」「婚姻」「妻妾失序」には、「其民年四十以 五十八頁)と記す。 明代では庶民は四十以上で子がない者 (臺灣商務印書館、一九三七年初版 女性差別の上に男性の側の差 『大明律』 遼瀋書

ろうか。 ら解放する新たな規範を呈示しようとしているのではないであ 系の中に縛りつけられた明未中国の男性と女性の双方にそこか 当惑したことであろう。 教師は男女の関係についての中国の社会規範に対してさぞかし 明末中国においてカトリックの教えを伝えたイエズス会の宣 『七克』 の著者パントー ハは差別の体

一天主萬物之上。」に関わることではないであろうか(続)。では一夫一婦制の正当性が一貫して説かれている。とかしそれよりも独身が優越するものとして強調されている。とかしそれよりも独身が優越するものとして強調されている。とかしそれよりも独身が優越するものとして強調されている。とがしそれよりも独身が優越するものとして強調されている。し『七克』では一夫一婦制の正当性が一貫して説かれている。し

追記

物語るものではないであろうか。 通して知り得たことがらの中に 収)。これはイエズス会の宣教師たちが中国での実地の生活を curieuses écrites des missions étrangères, Lyon, Tome Dixième, p.348 玉 十九日付書簡の記述に基づく(矢沢利彦編訳『イエズス会士中 れていた。それはイエズス会士ダントルコルの一七二〇年十月 れた女性たち」「十女性に関連した変わった習俗」の中に記さ 中国女性』 触れた。このことは矢沢利彦『西洋人の見た十六~十八世紀の 表)にいわゆる「溺女」に関することが言及されていることに フランス語の同書は愛知大学豊橋図書館所蔵竹村文庫に所 [書簡集4] 平凡社東洋文庫、 前稿「訳者補足 (東方書店、 続の三」の中で『七克』(巻之五、二十一葉 一九九〇年)第一部「社会から隔離さ 「溺女」 五十八頁。 の悲劇があったことを Lettres édifiantes et